

吸収合併に関する事後開示書面

令和 5 年 4 月 12 日

東海汽船株式会社

令和5年4月12日

東京都港区海岸一丁目16番1号
東海汽船株式会社
代表取締役 山崎潤一

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、令和5年2月14日付で東汽商事株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和5年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、東汽船商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和5年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続きの経過

吸収合併消滅会社は、債権者に対し、令和5年2月21日付の官報公告および知れたる債権者への個別催告により、本合併に対する異議申述公告および催告を行いました。が、異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続きの経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、債権者に対し、令和 5 年 2 月 21 日の官報公告および同日付の電子公告により、本合併に対する異議申述公告および催告を行いました。異議申述期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

本合併による当社の変更登記申請および吸収合併消滅会社の解散登記申請を、令和 5 年 4 月 6 日に行いました。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上